

特定個人情報に関する利用目的の改定について

「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」により規定されている「利用者の氏名・住所等を含む預貯金に係る情報」を利用者の個人番号・法人番号と紐付けて検索可能な状態で管理する制度（「預貯金口座付番」）が、平成30年1月1日から開始されることに伴い、当組合における特定個人情報に関する利用目的の改定を行いますので下記のとおり公表します。

○ 特定個人情報を取得する際の利用目的

利 用 目 的
出資配当金に関する支払調書作成事務
金融商品取引に関する法定書類作成事務
金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
贈与税非課税措置に関する事務
預貯金口座付番に関する事務
共済契約に関する支払調書作成事務
報酬・料金等に関する支払調書作成事務
不動産の使用料等に関する支払調書作成事務
その他法令で認められた事務